本書は電気事業法および経済産業省令にもとづき交付するものです。
ご契約にあたっては本書の内容を必ずお読みください。

中央電力エナジー株式会社
２０２６年１１月１日実施

重 要 事 項 説 明 書 〔 低 圧 〕

この重要事項説明書〔低圧〕（以下「本書」といいます。）は、お客さまとの電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）の締結にあたって、需給契約に基づく電気の供給条件について重要な事項を記載したものです。本書に記載のない事項については、中央電力エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が別に定める電気需給約款〔低圧〕（以下「需給約款」といいます。）および料金表〔低圧〕（以下「料金表」といいます。）ならびにお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。
需給約款、料金表および託送約款等は、当社および当該一般送配電事業者のホームページにそれぞれ掲載されておりますので、あらかじめご確認ください。

１． 需給契約の申込方法

（1）お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ需給約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
（2）当社は、販売代理店（媒介事業者）を通じて、お客さまからの申込みを受け付けることがあります。
（3）需給契約に基づく電気の供給は、小売電気事業者である当社が行います。

２． 需給契約の成立および契約期間

（1）需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
（2）契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日（原則として需給開始の日といたします。）以降料金適用開始の日が属する年度の末日までといたします。また、契約期間満了の３か月前までにお客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、お客さまと当社との協議により、需給契約書等においてこれと異なる契約期間を定めることがあります。

３． 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧１００ボルトまたは交流単相３線式標準電圧１００ボルトおよび２００ボルトとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流単相２線式標準電圧２００ボルトまたは交流３相３線式標準電圧２００ボルトとすることがあります。周波数は、地域により５０ヘルツまたは６０ヘルツといたします。

４． 契約電流、契約容量および契約電力の決定方法

（1）契約電流は、１０アンペア、１５アンペア、２０アンペア、３０アンペア、４０アンペア、５０アンペアまたは６０アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。この場合、原則として、契約電流に応じて電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。
（2）契約容量は、契約負荷設備の総容量または契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量の値を、当該算定された値として取り扱うことがあります。
（3）契約電力は、契約負荷設備の総容量または契約主開閉器の定格電流にもとづき算定された値といたします。ただし、他の小売電気事業者から当社へ需給契約を切り替える場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電力の値を、当該算定された値として取り扱うことがあります。

５．料金および使用電力量の算定方法

（1） 料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。また、電力量料金は、燃料費等調整額により加減算を行い、季節などの区分に応じて電力量料金の単価が設定されている場合には、当該区分ごとに使用された電力量に基づき、当該区分の電力量料金を算定いたします。契約種別ごとの料金の単価は、料金表をご確認ください。なお、燃料費等調整単価は毎月変動し、上限値はありません。
（2） 力率による料金の割引および割増しは適用いたしません。
（3） 料金の算定期間は、原則として「１月」とし、需給約款に定める計量期間等といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金については、日割計算を行います。
（4） 使用電力量は、原則として託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る３０分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、３０分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。
（5） お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて、年１０パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合といたします。）の延滞利息を申し受けます。

６． 工事費等の負担

（1）当該一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
（2）当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
（3）託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

７． 料金等の支払方法

料金については毎月、工事費等についてはそのつど、原則として口座振替または払い込みの方法により、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金のお支払いに要する費用は、お客さまに負担していただきます。

８．　託送約款等に定められたお客さまの責任

（1）お客さまには、託送約款等に定められた需要者の義務として定められている事項を遵守していただきます。

（2）当社および当該一般送配電事業者は、需給約款および託送約款等にもとづく業務を実施するため、お客さまの承諾をえて需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

（3）次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者に通知していただきます。

イ　引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

９．　電気の使用方法の制限等

（1）当社は、お客さまが契約電力を超えて電気を使用される等、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

（2）需要場所の負荷の力率は、電灯需要のお客さまについては、原則として９０パーセント以上、それ以外のお客さまについては、原則として８５パーセント以上に保持していただきます。

１０．需給契約の変更

（1）お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、新たに需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお、契約種別の変更を希望される場合の変更後の料金適用開始の日は、原則として計量期間等の始期といたします。

（2）当社は、国内の電力事情、事業環境等に急激な変化（法令または制度の変更、発電用燃料費の高騰および一般社団法人日本卸電力取引所における取引価格の高騰を含みます。）が生じた場合、当社からのお見積り実施時に前提としていた各種条件を満たさなくなる場合（設備の増減設など電気の使用状況が変化する場合、お客さまから需給契約数の増減の申し出を受けた場合などを含むがこれらに限らない。）など、需給契約の内容を適当な水準に見直すために必要があると判断した場合には、契約期間満了前であってもお客さまに需給契約の変更（料金単価その他需給契約書において定める個別の供給条件の変更を含みます。）を申し入れることができるものといたします。この場合、当社があらかじめお知らせした期限までにお客さまから書面による解約の意思表示がないときは、需給契約の変更について当社との間で協議が調ったものとみなし、契約期間満了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によるものといたします。

なお、お客さまがこの規定により需給契約を解約されるときは、当社は、お客さまから当該解約を理由とする解約金を申し受けないものとし、工事費の精算を除き、当該解約を理由とする料金の精算は行わないものといたします。

１１．　お客さまによる需給契約の解約

（1）　お客さまが需給開始後に需給契約を解約しようとされる場合は、原則として解約希望日の３か月前までにその期日を定めて、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。

（2）　お客さまが需給契約成立後に需給開始に至らないで需給契約を解約しようとされる場合は、原則として供給開始日に先立って、当社所定の様式によって当社に通知していただきます。この場合、需給契約はお客さまと当社との協議によって定めた解約の期日に消滅いたします。

１２．当社による需給契約の解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

イ　託送約款等に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき。

ロ　お客さまが料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ハ　お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに２０日経過してなお支払われない場合

ニ　需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、契約超過金、違約金、工事費負担金等相当額その他需給契約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ホ　お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合

ヘ　お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合

ト　お客さまが破産手続、再生手続、更生手続、特別清算もしくはこれらに類する法的手続の開始の申立てを受けまたは自ら申立てを行った場合

チ　お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合

リ　お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ヌ　その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払の延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合

ル　お客さまが需給約款および料金表の規定に反した場合その他当社が解約を適当と判断した場合

１３．　需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算

次の場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合および当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合を除きます。

イ　お客さまが契約電流、契約容量または契約電力（以下、総称して「契約電力等」といいます。）を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで需給契約を消滅させる場合は、新たに設定し、または増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって、新たに設定し、または増加された契約電力等の分につき、電灯需要については料金の１０パーセントを、動力需要については料金の２０パーセントを割増ししたものを原則として適用いたします。この場合、当社は、割増しした料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。なお、増加後に需給契約を消滅させる場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量につき、契約電力等の増加分と残余分の比であん分したものといたします。

ロ　お客さまが契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで契約電力等を減少される場合は、新たに設定し、または増加された日から減少される日の前日ま

での期間の料金について、さかのぼって、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）につき、電灯需要については料金の１０パーセントを、動力需要については料金の２０パーセントを割増ししたものを原則として適用いたします。この場合、当社は、割増しした料金と既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。
なお、この場合には、割増しを適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、契約電力等の減少分（減少後の契約電力等が増加前の契約電力等を下回る場合は、増加前の契約電力等を上回る契約電力等の分といたします。）と残余分の比であん分したものといたします。

ハ　当社が当該一般送配電事業者から、需給契約の消滅または変更にともなう工事費の精算に係る請求を受けた場合は、当社は、お客さまから当該金額を申し受けます。

ニ　お客さまと当社との協議により契約期間を特に定めた場合であって、当該契約期間内にお客さまが需給契約を解約し、またはお客さまの責めとなる事由により需給契約が解約されたときは、供給開始日（需給契約が更新された場合は、直前の更新日といたします。）から、当該契約期間の継続を前提として適用している割引率をさかのぼって取り消し、当社は、既に申し受けた料金との差額をお客さまから申し受けます。

１４．その他の重要事項

(1) 当社との需給契約の成立および需給の開始にともない、お客さまが他の小売電気事業者と締結されている現在のご契約は終了いたします。現在のご契約の終了にともない、現在ご契約されている他の小売電気事業者から精算金や解約金などが請求される場合があります。詳しくは、現在ご契約されている他の小売電気事業者にお問い合わせください。

(2) お客さまが現在ご契約されている他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等は、当社との需給契約にもとづく供給開始日以降は、適用されません。また、当社との需給契約終了後に現在ご契約されている他の小売電気事業者と再契約をされる場合、現在のご契約内容と同一条件でご契約できないことがあります。なお、再契約される場合には、現在他の小売電気事業者から適用を受けている付帯契約による割引等が適用されないことがあります。

(3) お客さまが需給契約にもとづく供給開始日より前に電気を使用していた場合の電気のご使用は無契約での電気の使用となるため、遡及して当社との需給契約の締結が必要になります。

(4) 当社は、専用のＷｅｂサイトを通じて、毎月の料金をお客さまにお知らせするものとし、原則として、紙での請求書等は発行いたしません。紙での請求書等の発行を希望される場合は、当社に別途お申し出いただくものといたします。この場合、当社は、お客さまから需給約款に定める帳票発行手数料を申し受けます。

(5) 料金に関する特約または各種キャンペーンによる料金の減免等の適用がある場合には、その内容を別途お知らせいたします。

(6) 当社は、需給約款および料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、需給契約の料金その他の供給条件は、変更後の需給約款および料金表によります。

１５．個人情報の取扱い

(1) 当社および販売代理店（媒介事業者）は、お客さまの個人情報を次の目的およびプライバシーポリシーに定める目的において利用いたします。

イ　電力小売などの当社の事業につき、お客さまからの申込み、商談にあたり、適切な対応を行うため。

ロ　お客さまとの需給契約につき、当社においてその契約の管理を適切に行うため。また、需給契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。

ハ　当社、当社グループ各社および提携会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。

ニ　お客さまによりよい商品、サービスを提供することを目的としたマーケティング分析に利用するため。

ホ　当社において経営上必要な各種の管理を行うため。

(2) (1)のほか、当社は、プライバシーポリシーに従い、お客さまの個人情報を必要な範囲で当社グループ各社、提携会社等と共同利用することがあります。この場合の共同利用の目的、共同利用者の範囲等については、プライバシーポリシーに定めるとおりといたします。

(3) プライバシーポリシーは、当社ホームページに掲載いたします。

１６．反社会的勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）および次のいずれにも該当しないことならびに将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものといたします。

イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ニ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまおよび当社は、相手方が(1)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに需給契約を解約することができるものとし、当該解約により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものといたします。

１７．特約の内容

(1) お客さまが、次のいずれかの特約を内容とする選択約款の適用を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。各特約の詳細条件は、別途適用される選択約款（環境メニュー特約）によります。

イ　カーボンフリー特約は、当社が、環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的に CO2 排出量がゼロとみなされる電気をお客さまに供給することを内容といたします。

ロ　再エネ特約は、当社が、再生可能エネルギー由来の環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギーとみなされ、実質的に CO2 排出量がゼロである電気をお客さまに供給することを内容といたします。

ハ　再エネ RE100 特約は、当社が、再生可能エネルギー由来で RE100 の適用条件を満たす属性情報が付与された環境価値を有する証書等が有する環境価値を付加することにより、実質的に再生可能エネルギー電気とみなされ、実質的に CO2 排出量がゼロであり、RE100 への適用が可能な電気をお客さまに供給することを内容といたします。

(2) (1)の各特約における電源構成および非化石証書の使用状況については、当社のホームページをご確認ください。

需給契約の申込みおよび変更ならびに需給契約に関する苦情その他のお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

＜小売電気事業者＞

小売電気事業者の名称	：	中央電力エナジー株式会社
代　表　者　名	：	代表取締役社長　村田　佑介
登　録　番　号	：	Ａ００２０
本　店　所　在　地	：	東京都千代田区丸の内一丁目８番１号　丸の内トラストタワーＮ館　１４階
お問い合わせ先	：	０５０－２０１８－７８５６（受付時間　午前９時～午後５時） ※土日・祝日、年末年始（１２月２９日～１月３日）は除きます。

<販売代理店（媒介事業者）＞　※販売代理店（媒介事業者）を通じてご契約される場合にのみ記載いたします。

【クーリング・オフに関する説明事項】

次の事項は、需給契約が訪問販売または電話勧誘販売で契約され、特定商取引に関する法律の適用を受ける場合に適用されます。

(1) お客さまは、本書を受領した日から起算して８日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録によりお申し出いただくことにより、需給契約の申込みの撤回または解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
電磁的記録の場合は、当社サービスサイトの「お問い合わせ（https://denryoku.rezil.jp/contact/）」をご利用ください。

(2) (1)にかかわらず、当社がクーリング・オフを妨げるために、不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが誤認をし、または当社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって(1)の期間内にクーリング・オフを行えなかった場合には、当社がクーリング・オフ妨害解消のため交付した書面をお客さまが受領した日から起算して８日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録によりお申し出いただくことにより、クーリング・オフを行うことができます。

(3) 需給契約の申込みの撤回または解除は、お客さまがクーリング・オフに係る書面を発した時（郵送による場合は原則として郵便消印の日付といたします。）または電磁的記録を発信した時に、その効力を生じます。

(4) クーリング・オフがあった場合において、当社は、その需給契約の申込みの撤回または解除にともなう損害賠償、違約金、解約金その他一切の金銭を請求いたしません。

(5) クーリング・オフがあった場合には、すでに需給契約にもとづき電気が供給されたときにおいても、当該電気に係る料金その他の一切の金銭を請求いたしません。

(6) クーリング・オフがあった場合において、当社がお客さまから需給契約に関連して金銭を受領しているときは、すみやかにその全額を返還いたします。

(7) クーリング・オフがあった場合において、需給契約にもとづく電気の供給にともないお客さまの土地または建物その他の工作物の原状が変更されたときは、その原状回復に必要な費用は、当社の負担といたします。

(8) 需給契約を解除される場合、当社との需給契約は締結日にさかのぼって消滅いたします。需給契約の解除にあたっては、無契約での電気のご使用とならないよう、他の小売電気事業者との間で新たに需給契約をさかのぼって締結するなどの措置を講じていただく必要がありますので、あらかじめご注意ください。

別　表

全エリア共通

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第３６条第２項に定める給付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき給付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

(2)　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申し出の５月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の４月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第３７条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第１号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第３７条第３項第２号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

北海道エリア

1　従量電灯Ｂ〔北海道〕

(1)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	５７２円１０銭
契約電流１５アンペア	８５８円１５銭
契約電流２０アンペア	１，１４４円２０銭
契約電流３０アンペア	１，７１６円３０銭
契約電流４０アンペア	２，２８８円４０銭
契約電流５０アンペア	２，８６０円５０銭
契約電流６０アンペア	３，４３２円６０銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３５円７７銭
第２段	１２０キロワット時をこえ２８０キロワット時までの１キロワット時につき	４２円０６銭
第３段	２８０キロワット時をこえる１キロワット時につき	４５円７８銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	５０５円７２銭

2　従量電灯Ｃ〔北海道〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	５７２円１０銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３５円７７銭
第２段	１２０キロワット時をこえ２８０キロワット時までの１キロワット時につき	４２円０６銭
第３段	２８０キロワット時をこえる１キロワット時につき	４５円７８銭

3　動力プランＡ〔北海道〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，６８１円０２銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

１キロワット時につき	２９円０３銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、５（燃料費調整単価）、６（離島ユニバーサルサービス調整単価）および７（容量拠出金調整単

価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等

毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．１８７４ β＝０．０８９９ γ＝１．００３６	１７銭３厘	８０，８００円

6　離島ユニバーサルサービス調整単価

(1)　離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

$$離島平均燃料価格＝A\times\alpha+B\times\beta+C\times\gamma$$

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$＝\left(\text{付表の離島基準燃料価格}－\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$＝\left(\text{離島平均燃料価格}－\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等

毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間)	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	離島基準単価 （１キロワット時につき）	離島基準燃料価格
α＝１．０００００ β＝０．０００００ γ＝０．０００００	０銭１厘	７９，３００円

7　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

東北エリア

1　従量電灯Ｂ〔東北〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	４１０円７１銭

契約電流１５アンペア	６１６円０７銭
契約電流２０アンペア	８２１円４２銭
契約電流３０アンペア	１，２３２円１３銭
契約電流４０アンペア	１，６４２円８４銭
契約電流５０アンペア	２，０５３円５５銭
契約電流６０アンペア	２，４６４円２６銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３１円０１銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３７円７６銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円７１銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３８９円２４銭

2　従量電灯Ｃ〔東北〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４１０円７１銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３１円０１銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３７円７６銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円７１銭

3　動力プランＡ〔東北〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，３３５円８６銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２８円４４銭	２６円９９銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、5（燃料費調整単価）、6（離島ユニバーサルサービス調整単価）および7（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。
なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．０２５９ β＝０．２５６３	１９銭７厘	８３，５００円

γ＝０．８９１５		

6　離島ユニバーサルサービス調整単価

(1)　離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{付表の離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{離島平均燃料価格}-\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等

毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	離島基準単価 （１キロワット時につき）	離島基準燃料価格
α＝１．０００００ β＝０．０００００ γ＝０．０００００	０銭１厘	７９，３００円

7　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分につ

いて、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

関東エリア

1　従量電灯Ｂ〔関東〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	３９２円０６銭
契約電流１５アンペア	５８８円１０銭
契約電流２０アンペア	７８４円１２銭
契約電流３０アンペア	１，１７６円１８銭
契約電流４０アンペア	１，５６８円２４銭
契約電流５０アンペア	１，９６０円３０銭
契約電流６０アンペア	２，３５２円３６銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２９円８５銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３６円４５銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４０円５４銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３６８円６４銭

2　従量電灯Ｃ〔関東〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３９２円０６銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２９円８５銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３６円４５銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４０円５４銭

3　動力プランＡ〔関東〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１９０円８３銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円１９銭	２５円６２銭

4　動力プランＢ〔関東〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，０８１円０３銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量をその１月の契約電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

契約電力１キロワット当たりの使用時間数		１キロワット時につき	
		夏季料金	その他季料金
第１段	最初の８０時間まで	２７円１９銭	２５円６２銭
第２段	８０時間を超える部分	２９円７３銭	２９円７３銭

5　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、６（燃料費調整単価）および７（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

6　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等

毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．００４８ β＝０．３８２７ γ＝０．６５８４	１８銭３厘	８６，１００円

7.　容量拠出金調整単価

(1) 当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2) 当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

中部エリア

1　従量電灯Ｂ〔中部〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	４４７円９２銭
契約電流１５アンペア	６７１円８８銭
契約電流２０アンペア	８９５円８４銭
契約電流３０アンペア	１，３４３円７６銭
契約電流４０アンペア	１，７９１円６８銭
契約電流５０アンペア	２，２３９円６０銭
契約電流６０アンペア	２，６８７円５２銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２１円２５銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２５円７３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２８円６８銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３４０円８８銭

2　従量電灯Ｃ〔中部〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４７円９２銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２１円２５銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２５円７３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２８円６８銭

3　動力プランＡ〔中部〕

(1)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，３００円１１銭

(2)　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１６円９０銭	１５円３５銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、５（燃料費調整単価）および６（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．０２７５ β＝０．４７９２ γ＝０．４２７５	２３銭３厘	４５，９００円

6　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

北陸エリア

1　従量電灯Ｂ〔北陸〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	３０２円５０銭
契約電流１５アンペア	４５３円７５銭
契約電流２０アンペア	６０５円００銭
契約電流３０アンペア	９０７円５０銭
契約電流４０アンペア	１，２１０円００銭
契約電流５０アンペア	１，５１２円５０銭
契約電流６０アンペア	１，８１５円００銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８６銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３４円７５銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４６銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３０２円５０銭

2　従量電灯Ｃ〔北陸〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	３０２円５０銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３０円８６銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３４円７５銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４６銭

3　動力プランＡ〔北陸〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２６円５０銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２６円１２銭	２５円０６銭

4　燃料費等調整単価

(1) 燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、５（燃料費調整単価）および６（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2) 当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \left(\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}\right) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．０４１５ β＝０．０７４５ γ＝１．２４９９	１６銭５厘	７９，８００円

6　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

関西エリア

1　従量電灯Ａ〔関西〕

最低料金	１契約につき最初の１５キロワット時まで		７６３円８１銭
電力量料金	第１段	１５キロワット時をこえ１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２０円８９銭
	第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２６円２９銭
	第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２９円２７銭

2　従量電灯Ｂ〔関西〕

(1)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４９７円８２銭

(2)　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円４９銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２１円７０銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２４円２０銭

3　動力プランＡ〔関西〕

(1)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１５４円８２銭

(2)　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１４円８３銭	１３円３４銭

4　動力プランＢ〔関西〕

(1)　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基

本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，０４７円２１銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量をその１月の契約電力１キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

契約電力１キロワット当たりの使用時間数		１キロワット時につき	
		夏季料金	その他季料金
第１段	最初の８０時間まで	１４円８３銭	１３円３４銭
第２段	８０時間を超える部分	２０円３１銭	２０円３０銭

5　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、６（燃料費調整単価）および７（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

6　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

契　約　種　別	α、βおよびγの値	基準単価		基準燃料価格
従　量　電　灯　A 〔　関　西　〕	α＝０．０１４０ β＝０．３４８３ γ＝０．７２２７	１契約につき最初の １５キロワット時まで	２円４７銭５厘	２７，１００円
		上記をこえる １キロワット時につき	１６銭５厘	
従　量　電　灯　A 〔 関 西 〕 以 外		１キロワット時につき	１６銭５厘	

7　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

中国エリア

1　従量電灯Ａ〔中国〕

最低料金	１契約につき最初の１５キロワット時まで		９８３円３７銭
電力量料金	第１段	１５キロワット時をこえ１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３３円３２銭
	第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	４０円００銭
	第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４２円１２銭

2　従量電灯Ｂ〔中国〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４７６円１８銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３０円６３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３６円７２銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３８円５９銭

3　動力プランＡ〔中国〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２８円０７銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２７円２０銭	２５円９１銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、５（燃料費調整単価）、６（離島ユニバーサルサービス調整単価）および７（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等

毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

契約種別	α、βおよびγの値	基準単価		基準燃料価格
従量電灯A〔中国〕・臨時電灯B〔中国〕	α＝0．0406 β＝0．0992 γ＝1．1994	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘	80，300円
		上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘	
上記以外		1キロワット時につき	21銭2厘	

6　離島ユニバーサルサービス調整単価

(1)　離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は119，000円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{付表の離島基準燃料価格}-\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$=\left(\text{離島平均燃料価格}-\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間)	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整

契約種別	α、βおよびγの値	離島基準単価	離島基準燃料価格

従量電灯A 〔中国〕 ・ 臨時電灯B 〔中国〕	$\alpha=1.0000$ $\beta=0.0000$ $\gamma=0.0000$	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘	79，300円
		上記をこえる1キロワット時につき	0銭1厘	
上記以外		1キロワット時につき	0銭1厘	

7　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、1キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

四国エリア

1　従量電灯Ａ〔四国〕

最低料金	１契約につき最初の１１キロワット時まで		９５３円１３銭
電力量料金	第１段	１１キロワット時をこえ１２０キロワット時までの１キロワット時につき	３１円４２銭
	第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３８円０４銭
	第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	４１円５５銭

2　従量電灯Ｂ〔四国〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４４円８８銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	２８円０２銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	３３円５５銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	３６円４７銭

3　動力プランＡ〔四国〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，２２３円３３銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	２６円５１銭	２５円０７銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、５（燃料費調整単価）および６（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1) 燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等

毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整

<table>
<tr><th>契約種別</th><th>α、βおよびγの値</th><th colspan="2">基準単価</th><th>基準燃料価格</th></tr>
<tr><td rowspan="2">従量電灯A
〔四国〕
・
臨時電灯B
〔四国〕</td><td rowspan="3">α＝０．０８７５
β＝０．０７７０
γ＝１．１７７０</td><td>１契約につき最初の
１１キロワット時まで</td><td>１円６９銭４厘</td><td rowspan="3">８０，０００円</td></tr>
<tr><td>上記をこえる
１キロワット時につき</td><td>１５銭４厘</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>１キロワット時につき</td><td>１５銭４厘</td></tr>
</table>

6　容量拠出金調整単価

(1) 当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづ

き設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2) 当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。

九州エリア

1　従量電灯Ｂ〔九州〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料

金は、半額といたします。

契約電流１０アンペア	４４１円６９銭
契約電流１５アンペア	６６２円５４銭
契約電流２０アンペア	８８３円３８銭
契約電流３０アンペア	１，３２５円０７銭
契約電流４０アンペア	１，７６６円７６銭
契約電流５０アンペア	２，２０８円４５銭
契約電流６０アンペア	２，６５０円１４銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

(3) 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	３９７円５８銭

2　従量電灯Ｃ〔九州〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	４４１円６９銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

第１段	最初の１２０キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
第２段	１２０キロワット時をこえ３００キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
第３段	３００キロワット時をこえる１キロワット時につき	２６円９３銭

3　動力プランＡ〔九州〕

(1) 基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が０．５キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	１，１１３円７６銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	１７円３８銭	１５円６９銭

4　燃料費等調整

(1)　燃料費等調整額は、その１月の使用電力量に燃料費等調整単価を適用して算定いたします。燃料費等調整単価は、5（燃料費調整単価）、6（離島ユニバーサルサービス調整単価）および7（容量拠出金調整単価）の合計といたします。

(2)　当社は、(1)に定める燃料費等調整単価をお知らせいたします。

5　燃料費調整単価

(1)　燃料費調整単価の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(イ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(付表の基準燃料価格－平均燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

(ロ)　１キロリットル当たりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$燃料費調整単価＝\left(平均燃料価格－付表の基準燃料価格\right)\times\frac{付表の基準単価}{1,000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕燃料費調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝０．００５３ β＝０．１８６１ γ＝１．０７５７	１３銭６厘	２７，４００円

6　離島ユニバーサルサービス調整単価

(1)　離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

イ　離島平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、α、β、γの値は、付表のとおりといたします。

また、離島平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は、１０円の位で四捨五入いたします。

離島平均燃料価格＝A×α＋B×β＋C×γ

A＝各離島平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。また、離島平均燃料価格の上限は１１９，０００円といたします。

ロ　離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(ｲ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$＝\left(\text{付表の離島基準燃料価格}－\text{離島平均燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　１キロリットル当たりの離島平均燃料価格が付表の離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$＝\left(\text{離島平均燃料価格}－\text{付表の離島基準燃料価格}\right)\times\frac{\text{付表の離島基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス

	調　整　単　価　適　用　期　間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金に係る計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金に係る計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金に係る計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金に係る計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金に係る計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金に係る計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金に係る計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金に係る計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金に係る計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金に係る計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金に係る計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間)	翌年の５月の料金に係る計量期間等

(2)　離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、供給電圧ごとに、付表のとおりといたします。

〔付表〕離島ユニバーサルサービス調整単価算出の基準値

α、βおよびγの値	基準単価 （１キロワット時につき）	基準燃料価格
α＝１．０００００ β＝０．０００００ γ＝０．０００００	０銭３厘	７９，３００円

7　容量拠出金調整単価

(1)　当社は、電力広域的運営推進機関より当社に請求される容量拠出金のうち、この料金表適用対象分について、使用電力量の見込みをもとに算定した金額を、１キロワット時あたりの単価（以下「容量拠出金調整単価」といいます。）として設定いたします。なお、容量拠出金調整単価は使用電力量の見込みにもとづき設定するものであり、実績との差額について、精算その他の調整は行いません。

(2)　当社は、(1)に定める容量拠出金調整単価を、事前に当社ホームページなどを通じてお客さまに通知いたします。